（別記）

令和４年度　日田市農業再生協議会　水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は大分県の北西部、北部九州のほぼ中央に位置し、周囲を1,000ｍ級の山々に囲まれている。域内の面積は666.03㎢で、山林、原野が80%程度を占め、農地は5%程度である。農業者の平均耕地面積は20～30ａであり、稲作中心の第２種兼業農業者が大部分を占めている。また、県内有数の酪農地域でもある。

現在、農業者の高齢化や後継者不足等により、農業の担い手が減少し、中山間地域等では耕作放棄地の増加も問題となっている。

主食用米の需要が減少する中で、水田を活用した高収益作物等の生産・販売への転換を促進することで、ほ場の維持を図っていく必要がある。

しかし、当該地域における大豆、麦などの畑作物への品目転換については、一部の地域を除いては、排水不良や狭小である等の理由により生産性が悪いほ場が多いことから、WCS用稲の生産など、畜産農家との連携を考えた作物生産や小規模な兼業農家でも収益をあげられる福岡都市圏等の直売所向けの産直野菜の生産など、地域特性を活かした作物生産への転換が課題である。

２　高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業者の所得向上を図るため、以下の方針により主食用米からの転換を図る。

（１）適地適作の推進

本市は畜産が盛んであり、特に酪農については飼養頭数では県下で最も多く、市内には大分県酪農業協同組合等のTMR（混合飼料）センターが存在するなど、畜産飼料の需要が見込めることから、WCS用稲などを推進する。

また、本市は福岡都市圏にも近く、産直野菜の生産・販売については、大分県農業協同組合及び大分大山町農業協同組合も積極的に取り組んでおり、需要がさらに見込める産直野菜の生産については、インセンティブのある交付金額とし、主食用米から高収益作物への転換を促す。

（２）収益性・付加価値の向上

WCS用稲、飼料作物については、需要者であるTMR(混合飼料)センターが求める品目、品質でなければ需要は見込めないことから、需要者と供給者の間での調整が必要である。

次に、産直野菜等の高収益作物の生産量の確保と農家の所得向上を目指すためには、周年栽培が可能なミニハウス等の施設栽培や地域に根ざした集出荷体制の整備を推進する。

また、営農指導の強化により、安心・安全で、品質の高い作物生産に取り組む。

（３）新たな市場・需要の開拓

酪農におけるWCS用稲や青刈りとうもろこしについては、TMRセンターでの新たな需要が見込めるが、収穫できるコントラクター組織の育成と機械の導入が課題となる。

また、水田農業高収益化推進計画を策定し、新たな梨団地の形成に取り組んでおり、海外輸出によるブランド化を行っている。今後は海外バイヤー等の招へいによる商談会やプロモーション活動を通じ、梨に続く新たな輸出が可能な高収益作物についても可能性を探る必要がある。

（４）生産・流通コストの低減

麦・大豆及びWCS用稲・飼料作物の低コスト生産技術の導入・普及については、農地の集積・集約による団地化に加え、農業技術の基本指針(農林水産省)に示された生産コストの低減対策等を指針とする取組を産地交付金の要件に加えて、生産コストの低減を促す。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

需給動向、担い手の育成、農地の集積・集約化及び基盤整備の状況など、地域の実情を総合的に判断し、以下に示すとおり水田の有効利用を推進する。

（１）地域の実情に応じた農地の在り方

兼業農家の稲作離れにより、遊休・荒廃地化が進んでおり、耕作放棄地となった水田については、農地以外への転用も含め、地域の実情に応じた水田の排水対策を施すことで、果樹や野菜の担い手への利用集積等を推進する。

（２）地域の実情に応じた作物・管理方法の選択

農業法人、又は集落営農組織等による、麦、大豆、飼料作物及びWCS用稲などの団地化に加え、「農業技術の基本指針」（農林水産省)等に示された乾田直播栽培や畑地化に伴う労力不足に対して農福連携による生産性向上の取組など、省力的な管理を推進する。

大豆等の連作障害回避に向け、水田の持つ地力の維持回復を図るためブロックローテーション等を推進する。

また、これらの団地化された作物については、さらに生産性向上の取組を産地交付金の要件に加える等により、水田の有効活用を促進する。

（３）水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

営農計画書や現地確認により水田の利用状況を把握し、遊休農地や利用可能なハウス施設等のデータベース化を行うなど、農業委員会や農地中間管理機構とも連携し、畑地化を含めた水田利用の最適化（マッチングによる担い手への農地利用の集積・集約化等）を図る。

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

大分県農業再生協議会から示された「生産の目安」を生産者へ周知し、需要の動向や集出荷業者等の意向を勘案しながら、主食用米の生産を行う。

また、「なつほのか」など、温暖化にも適した品種への転換も含め、関係機関と連携して、地域の特性に応じた特色ある売れる米づくりを推進し、地域ブランド米の確立を図る。

作付面積については、昨年度の1,006haから、作付予定面積を990haとしている。また、令和５年度の目標数値981haについては、畑地化の推進や集落営農組織等への利用集積による飼料作物、WCS用稲などへの転換により達成を目指す。

（２）非主食用米

ア　飼料用米

需要の動向を勘案しつつ、産地交付金の配分対象となる複数年契約の周知を行うとともに、多収品種の導入を促進しながら収量の維持・増加及び栽培面積の維持・拡大を図る。

イ　米粉用米

流通業者との契約に基づき、産地交付金の配分対象となる複数年契約について周知を行うとともに、多収品種の導入を促進しながら、生産者の確保を図る。

ウ　WCS 用稲

WCS 用稲については、市内で盛んな酪農、繁殖牛などの畜産農家との連携ができており、農業法人及び集落営農組織の経営を支える作物となっている。WCS 用稲の生産にあたっては、飼料・堆肥などの資源循環までを見据えた耕種農家と畜産農家との連携と需要に応じた生産数量を確保するため、産地交付金を活用しながら団地化を進めていく。

さらに、農業法人及び集落営農組織等の営農組織による土地利用集積を促すため、これらの営農組織が１作物（基幹作、二毛作の別）で 10ha 以上作付し、乾田直播栽培など生産性の向上に取り組んだ場合に産地交付金で支援を行い、団地化・集積化を加速させるとともに省力栽培等による生産性の向上を目指す。

エ　加工用米

需要の動向や集出荷業者等の意向を勘案しつつ、交付金等に係る情報提供を行い生産推進を行う。

（３）麦、大豆、飼料作物

農業法人、又は集落営農組織が生産する麦・大豆については、産地交付金を活用し、団地化（麦・大豆の作付で、基幹作、二毛作の別で１作物当たり 10ha 以上）及び排水対策等の課題解決に向けた農業技術を導入した営農組織に対して支援を行い、生産性の向上を目指す。

飼料作物については、市内の畜産農家との連携による資源循環も期待され、裏表で生産が可能であることなど、畜産の盛んな当市では、水田収益力強化に適した作物である。このため、飼料作物の生産にあたっては、飼料と堆肥の資源循環を念頭においた畜産農家との連携と需要に応じた生産数量を確保しつつ、団地化（飼料作物で、基幹作、二毛作の別で１作物当たり 10ha 以上）及び排水対策等の課題解決に向けた農業技術を導入した営農組織に対して産地交付金を活用して支援を行い生産性の向上を目指す。

（４）そば、なたね

流通業者との契約に基づき、産地交付金の追加配分で支援を行いながら現行の栽培面積を維持する。また、生産者への排水対策の徹底等基本技術の励行を行う。

（５）地力増進作物

本地域で推進する重点作物等の高収益作物の導入に向けて、地力増進や連作障害回避を目的として以下の地力増進作物を推進する。

【対象作物】ソルガム、ソルゴー、スーダングラス、ギニアグラス、エンバク、イタリアンライグラス、ローズグラス、ケンタッキーブルーグラス、パールミレット、ライムギ、オオムギ、トウモロコシ、ヒマワリ、ナタネ、マリーゴールド、ソバ、シロクローバー、アカクローバー、クリムゾンクローバー、レンゲ、クロタラリア、ヘアリーベッチ、青刈り大豆

（６）高収益作物

交付対象としている指定作物については、重点作物(産地化を図るための作物)、推進作物（農協等が推進する作物）及び振興作物（産直野菜などの地域振興に係る作物）に分けて産地交付金による支援を行う。

福岡都市圏や大分市等のスーパーに設置された直売コーナーへ供給されている野菜等の高収益作物は水田で生産されているものも多く、需要もあることから、供給量をさらに強化するため、単価設定に幅を持たせ、インセンティブのあるメニューとし主食用米からの転換を促す。

野菜などの高収益作物については、専業農家や兼業農家でも、また若者から高齢者までもが

容易に水田活用で収益をあげられる作物であり、これまでと同様に地域特性に応じた作物の生産・販売を推進し、「地域ブランド」の確立を図る。

【指定作物】
（重点作物）チンゲンサイ・ハーブ類・ピーマン・わさび・とうがらし
（推進作物）キュウリ・トマト・菊類・ホオズキ・にんにく・白ネギ・しそ・高糖度かんしょ（甘太くん）
（振興作物）玉ねぎ・白菜・かんしょ（甘太くん以外）・その他野菜・トルコキキョウ その他花き・小豆・山椒・柚子・その他果樹（新規植栽のみ）

５　作物ごとの作付予定面積等　～　８　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

５　作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等		前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和５年度の作付目標面積等	
			うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米		1006		990		981	
備蓄米							
飼料用米		6		6		5.8	
米粉用米		0.59		0.59		0.6	
新市場開拓用米							
WCS用稲		56.53		58		70	
加工用米							
麦		25.54	24.88	25	24	25	24
大豆		20.44		20		19	
飼料作物		39.62	19.44	30	20	35	20
	・子実用とうもろこし						
そば						0.15	0
なたね							
地力増進作物							
高収益作物		34.14	10	46.65	10	54	10
	・野菜	29	10	40	10	45	10
	・花き・花木	2.1		3.3		2	
	・果樹	2.9		3		6.8	
	・その他の高収益作物	0.14		0.35		0.2	
その他							
畑地化						0.18	

６　課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	麦、大豆	生産性向上加算① （基幹・二毛作）	取組面積（ha） 取組組織数（組織）	（Ｒ3年度）38.5 （Ｒ3年度）1	（Ｒ5年度）43.0 （Ｒ5年度）2
2	飼料作物、WCS用稲	生産性向上加算② （基幹・二毛作）	取組面積（ha） 取組組織数（組織）	（Ｒ3年度）30.8 （Ｒ3年度）2	（Ｒ5年度）55 （Ｒ5年度）4
3	重点作物	指定作物作付助成 （重点作物）（基幹）	重点作物 作付面積（ha）	（Ｒ3年度）9.1	（Ｒ5年度）10.0
4	推進作物	指定作物作付助成 （推進作物）（基幹）	推進作物 作付面積（ha）	（Ｒ3年度）6.1	（Ｒ5年度）7.0
5	振興作物	指定作物作付助成 （振興作物）（基幹）	振興作物 作付面積（ha）	（Ｒ3年度）17.8	（Ｒ5年度）18.0
6	重点作物・推進作物 振興作物	生産性向上加算③ （基幹）	取組面積（ha）	（Ｒ3年度）0.1	（Ｒ5年度）2
7	そば、なたね	そば・なたね作付助成 （基幹）	作付面積（ha）	（Ｒ3年度）0	（Ｒ5年度）0.15

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：大分県

協議会名：日田市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	生産性向上加算①(基幹作)	1	5,000	麦、大豆	農業法人、又は集落営農組織による生産性向上の取組・土地利用集積の取組に対する助成
1	生産性向上加算①(二毛作)	2	5,000	麦、大豆	農業法人、又は集落営農組織による生産性向上の取組・土地利用集積の取組に対する助成
2	生産性向上加算②(基幹作)	1	5,000	飼料作物、WCS用稲	農業法人、又は集落営農組織による生産性向上の取組・土地利用集積の取組に対する助成
2	生産性向上加算②(二毛作)	2	5,000	飼料作物、WCS用稲	農業法人、又は集落営農組織による生産性向上の取組・土地利用集積の取組に対する助成
3	指定作物作付助成（重点作物） （基幹作）	1	30,000	①重点作物（産地化を図るための作物） チンゲンサイ・ハーブ類・ピーマン・わさび・とうがらし	作付面積に応じて助成
4	指定作物作付助成（推進作物） （基幹作）	1	15,000	②推進作物（農協などが推進する作物） キュウリ・トマト・菊類・ホオズキ・にんにく 白ネギ・しそ・高糖度かんしょ（甘太くん）	作付面積に応じて助成
5	指定作物作付助成（振興作物） （基幹作）	1	5,000	③振興作物（産直野菜など地域振興作物に係る作物） 玉ねぎ・白菜・かんしょ（甘太くん以外）・その他野菜・トルコキキョウ・その他花き・小豆・山椒・柚子・その他果樹　（新規植栽のみ）	作付面積に応じて助成
6	生産性向上加算③(基幹作)	1	10,000	指定作物（整理番号3,4,5の対象作物）	農業法人、又は集落営農組織等が指定作物の生産性向上のため、農福連携による対象作物の作付けに対し助成
7	そば・なたね作付助成（基幹作）	1	20,000	そば、なたね	交付対象水田に作付された、そば・なたねに対し、助成

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「○○○（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「○○○（耕畜連携）」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。